

「知的財産推進計画 2018」に盛り込むべき要素（新たな情報財関係）

○データ・AI 等新たな情報財の知財戦略強化

（現状・課題）

- ・第4次産業革命時代においては、データこそが競争力の源泉であり、イノベーションの種となるものであることから、イノベーションの創出を促進するために、データの利活用を促すためのしくみを整備することが必要。
- ・知財計画 2017 に沿って、データ利活用促進に向け、不正競争防止法改正案の作成やデータ契約ガイドライン等が整備されたところ、これらを十分に周知し運用促進を図るとともに、運用上の問題がないか不断の注視を図り、必要な改訂を行っていく必要がある。
- ・特に、データ・AI の分野における技術やサービスの変化は激しいため、引き続き学習済モデルや AI 生成物等の技術動向や運用上の課題について把握しつつ、知財制度についてもそうした変化に迅速、柔軟に対応していく必要がある。
- ・一方で、データの利活用により知的財産の価値を最大化するため、近年進展しているブロックチェーン等の新技術も有効であると考えられ、どのような仕組みが構築できるかについて検討が必要である。

（主な施策の方向性）

- 不正競争防止法を改正する法案を踏まえた適正な運用のためのガイドラインの策定と周知、運用上の課題の継続的把握。
- 改訂した AI・データの利用に関する契約ガイドライン（データの利用に関する契約類型の整理と深掘り、AI をめぐる当事者間の利害調整等）の周知、利用上の課題の継続的把握。
- データの保護を図るための農業の実態に即した契約ガイドライン等の策定。
- 情報信託機能の認定スキームに関するガイドラインの運用推進。
- 技術やサービスの動向、海外の知財制度の動向の定点観測の実施と、それを踏まえたさらなる法整備等の必要性の検討。特に、学習用データ、AI プログラム、学習済モデル、AI 生成物について、技術やサービス等の変化に伴う知財制度の在り方の継続検討。
- 著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンス環境の整備促進などの必要な措置を講ずる。
- コンテンツの利活用を促進するため、ブロックチェーン等技術を活用した著作物の管理・利益配分の仕組みの構築を促すべく実証調査を実施する。【再掲】